

第7次豊川市総合計画における重点事業の設定方法、評価手法について

第7次豊川市総合計画では、基本計画をまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」といいます。）として位置づけます。

第7次豊川市総合計画のもとで始まる新たなまちづくりにむけ、総合戦略会議を以下のとおり見直します。

1 総合戦略会議が所掌する「総合戦略の実施状況の評価」は、重点事業を対象に実施いただきます。

基本計画を総合戦略として位置づけることから、市のすべての事業が総合戦略事業となります。

第7次豊川市総合計画では、市の事業の中でも、まちの未来像や各施策で目指す将来目標の実現にむけて特に重要と考える事業を**重点事業**として定めることとしており、重点事業の要件を以下のとおり検討しています。

重点事業に位置づけた事業については、地方創生の進捗を総合的に把握するために設定した総合指標にも着目しながら、総合戦略会議において外部評価を行うこととしています。

評価の実施にあたっては、第7次豊川市総合計画に定める政策分野ごとの評価と見直す事業へのご意見をお願いしたいと考えています。

なお、重点事業は、これまでの総合戦略事業と同程度の事業数とすることを想定しています。

【重点事業の要件（案）】

- ・マニフェスト工程計画に位置づける事業
- ・大型建設事業及び大規模改修事業
- ・政策間、施策間の連携により推進する事業
- ・一定額以上の事業費を要する事業。（金額の基準は、市民意識調査における各行政分野に関する「満足度」と「重要度」を踏まえて設定。）
- ・その他、市長が必要と認める事業

2 総合戦略会議の開催時期を前倒し、早期に事業の改善ができる体制を整えます。

これまで、総合戦略会議でいただいた意見を踏まえた事業内容の見直しなどに取り組んでまいりましたが、より早い段階から見直した事業内容を実現できるよう、総合戦略会議の開催時期を**6月下旬から7月上旬**とします。

《重要なポイント》

委員の皆様の、専門的な知見や市民目線のご意見が、事業の改善に必要です。

【外部評価から事業改善の流れ】

